

資 料 編

(白 紙)

資 料 編

1 策定経過

《 時 期 》		《 策 定 経 過 （ 実 施 内 容 ） 》
平成 21 年	1 月	アンケート調査実施
	7 月 28 日	第 1 回 神栖市次世代育成支援庁内検討委員会 (協議事項) (1) 次世代育成支援行動計画の概要について (2) 神栖市の子育て関連の状況について (3) 次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査結果について
	8 月 4 日	第 1 回 神栖市次世代育成支援地域協議会 (協議事項) (1) 次世代育成支援行動計画の策定について (2) 神栖市の子育て関連の状況について (3) 次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査結果分析結果について
	10 月 6 日	第 2 回 神栖市次世代育成支援庁内検討委員会 (協議事項) (1) 計画課題の整理について (2) 施策の展開について
	11 月 19 日	第 2 回 神栖市次世代育成支援地域協議会 (協議事項) (1) 計画課題の整理について (2) 基本理念、基本方針及び基本目標について (3) 施策の展開について
	12 月 25 日	第 3 回 神栖市次世代育成支援庁内検討委員会 (協議事項) (1) 施策の展開について (2) 計画の推進について
	平成 22 年 1 月 15 日	第 3 回 神栖市次世代育成支援地域協議会 (協議事項) (1) 施策の展開について (2) 評価の推進について (3) パブリックコメントについて
	20 日	パブリックコメントの実施（～2 月 18 日）
	2 月 24 日	第 4 回 神栖市次世代育成支援庁内検討委員会 (協議事項) (1) パブリックコメントの結果報告について (2) 神栖市次世代育成支援地域行動計画（案）について
	3 月 3 日	第 4 回 神栖市次世代育成支援地域協議会 (協議事項) (1) パブリックコメントの結果報告について (2) 神栖市次世代育成支援地域行動計画（案）について

2 設置要項

1 神栖市次世代育成支援地域協議会設置要項

平成18年1月20日

告示第6号

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第21条に規定する次世代育成支援対策の推進に関し協議するため、神栖市次世代育成支援地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 神栖市次世代育成支援行動計画の策定に必要な事項について調査又は検討及び協議を行うこと。
- (2) 神栖市次世代育成支援行動計画の推進に必要な事項について調査又は検討及び協議を行うこと。
- (3) 神栖市次世代育成支援行動計画の実施状況に関する評価を行うこと。

(組織)

第3条 協議会は、関係団体の役員、知識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する20名以内の委員をもって組織する。

- 2 協議会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選をもって定める。
- 4 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 協議会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議又は委員長及び副委員長が欠けたときは、市長が招集する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、児童福祉担当課において行う。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成21年告示第3号)

この告示は、公布の日から施行する。

2 神栖市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会設置要項

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に規定する市町村行動計画の策定及び進行管理を行うため、神栖市次世代育成支援行動計画庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 神栖市次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）の策定の方針に関すること。
- (2) 行動計画の策定に関する庁内関係各課の調整に関すること。
- (3) その他行動計画の策定及び進行管理について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、福祉事務所長及び別表に掲げる課等の代表者をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、福祉事務所長の職にある者をもって充てる。
- 4 副委員長は、こども課長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、会議に委員以外の職員の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、こども課において行う。

(委任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成21年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

課 等
職員課、政策企画課、市民協働課、財政課、社会福祉課、健康増進課、防災安全課、施設管理課、教育総務課、学務課、教育指導課、文化スポーツ課、中央図書館、中央公民館、幼稚園、保育所、こども課

3 委員会名簿

神栖市次世代育成支援地域協議会委員名簿

関 係 機 関 等	氏 名	備 考
神栖市子ども会育成連合会 代表	阿 部 年 英	
神栖市 PTA 連絡協議会 代表	梶 山 光 彦	
私立幼稚園 代表	岩 堀 隆太郎	平泉幼稚園
私立保育園 代表	西 條 健 一	矢田部保育園
企業 代表	伊 藤 雄 二	信越化学工業株式会社
神栖市商工会 代表	三 宅 正 剛	
神栖市地域女性連絡協議会 代表	佐 藤 涼 子	
神栖市連合民生委員児童委員協議会 代表	三 浦 弘 子	主任児童委員
	安 藤 充 恵	主任児童委員
心身障害児(者)親の会愛育会 代表	渡 邊 博 子	
児童館母親クラブ 代表	長谷川 千 晶	平泉児童センター
	田 谷 知 子	軽野児童館
健康福祉常任委員会 代表	◎ 中 村 勇 司	健康福祉常任委員長
子育て支援団体 代表	○ 平 島 幸 子	保育サポーター「ひよこ」
	菅 野 高 子	保育サポート「たんぽぽ」
小・中学校 代表	田 山 憲 司	植松小学校
	谷田川 勇	神栖第四中学校
福祉事務所	田 谷 廣 行	所長

※ ◎ 委員長
○ 副委員長